

三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領

平成20年8月1日(改定)
平成22年10月1日(改定)
平成28年4月1日(改定)
令和2年10月14日(改定)
令和3年4月20日(改定)
令和3年10月20日(改定)
令和6年7月8日(改定)
令和7年5月1日(改定)
令和8年7月1日(改定)

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県公共工事共通仕様書(以下「県共通仕様書」という。)を適用するに当たり、鈴鹿市発注工事規模に対応できるよう、鈴鹿市工事監督規程(平成5年鈴鹿市訓令第6号。)第13条に基づき、工事監督の技術的な事項を定める。

(出来形管理基準及び規格値)

第2条 出来形管理基準及び規格値は、別表第1で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(品質管理基準及び規格値)

第3条 品質管理基準及び規格値は、別表第2で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(写真管理基準)

第4条 写真管理基準は、別表第3及び別表第4で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に特記し契約する工事について適用する。
- 2 特記仕様書の記入例は、「三重県公共工事共通仕様書(令和 年 月制定)を適用(一部改定を行った内容も含む(令和 年 月一部改定))及び三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」とする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

出来形管理基準及び規格値の読み替え

令和8年7月1日(改定)

[illegible]

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和8年7月1日(改定)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm スランプ2.5cm: 許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースの採取は、打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	※試験回数は、工種ごとの配合種類別に合計打設量を算出し、決めるものとする。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。		

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和8年7月1日(改定)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 96%以上 X_3 97%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合:6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 100㎡～1,000㎡:3孔 1,001㎡～3,000㎡:6孔		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和8年7月1日(改定)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合:6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 100㎡～1,000㎡:3孔 1,001㎡～3,000㎡:6孔		
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218 歩道箇所:設計図書による。 ただし、設計図書に定めのない場合は基準密度の90%以上	基準密度の94%以上 X_{10} 96%以上 X_6 96%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり5,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 5,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり5,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 100㎡～1,000㎡:1孔 1,001㎡～2,000㎡:2孔 2,001㎡～3,000㎡:3孔 3,001㎡～5,000㎡:6孔 上記基準以上の孔数の試験を行う場合は、監督員と協議を行うこと。 2孔以下の場合は、個々の測定値が94%以上とする。	・橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	

写真管理基準(案)の読み替え

は読み替え部分を示す

令和8年7月1日(改定)

写真管理基準(案)

2-4 写真の省略

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所については、出来形管理写真を提出するものとする。

3 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真を、以下のいずれかの形式で提出する。

① 工事写真帳(写真はサービス版相当の大きさをA4用紙に縦3枚割付、備考欄、参考図等含む)。

② 「①をPDFファイルに変換し、本基準1-2工事写真の分類に準じたしおりを付与したもの」を格納した電子媒体。

③ 写真原本を格納した電子媒体。

③で提出する場合、写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は最新の「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づくものとする。

また、③で提出する場合、その電子媒体に工事写真を閲覧するためのソフトウェア(インストール不要で動作するもの)か、②又はこれに準じたPDFファイルを同梱すること。

工事写真帳の整理については、工種毎に撮影箇所一覧表に示すものを標準とし、「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真の全てとする。

別表第4(第4条関係)(出来形管理写真撮影箇所一覧表追加箇所)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
			7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
			7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
		3 共通の工種	3		作業土工 (床掘り)	高さ 幅	80m又は、1施工箇所1回 [掘削完了時]	
			3		作業土工 (埋戻し)	巻出し厚 締固め状況	80m又は、1施工箇所1回 各層毎 [巻出し時] [締固め時]	